



屋根工事の訪問販売に注意！！

【相談事例】

突然自宅に訪問して来た工事業者が、「近所で屋根工事をしているが、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検しましょうか」と言われた。せっかくだから見てもらったところ、「ひどい状態だ。すぐに工事しないと地震で崩れてしまう」と言うので、その場で契約した。業者に急かされ契約してしまった。解約したい。

事例のような訪問販売を「点検商法」と言います。「無料で点検する」と言って家を訪問し、「このままでは大変なことになる」などと消費者の不安をあおり、高額な商品やサービスを契約させる手口です。業者から「直さないと地震で崩れてしまう」「このままでは雨漏りする」など契約を急かされ、代金を支払わされているケースがみられます。不安をあおって契約を急かせる場合は注意が必要です。

Point—1 見積もりを複数取って金額と工事内容を確認する

工事を依頼するときは、工事内容の見積もりを必ず取り、内容について分からない点は、必ず確認しましょう。緊急性が高い工事ではない場合は、複数の業者から見積もりを取りましょう。



Point—2 工事を依頼するにあたり、必要性についてよく検討する

依頼した工事内容に加えて、業者はあたかも必要な工事のように思わせて、追加で契約させ、結果的に高額な契約になってしまうことがあります。工事の必要性をよく検討し、断る場合ははっきり伝えましょう。代金の支払いは急かされても慌てて支払わず、慎重に検討しましょう。

Point—3 工事内容について業者と話し合ったことは、記録に残す

口頭で依頼する口約束は、トラブルになった際に「言った、言わない」の応酬になりがちです。トラブルを未然に防止するためには、工事内容についての取り決めなどは書面に記載し、業者名や連絡先の入った書面の交付を求めましょう。

訪問販売などの不意打ち性の高い勧誘の場合、その場では契約しないようにしましょう！

サブスクリプションサービスでトラブルも

サブスクリプションサービス（サブスク）とは、月額料金などの定額を払うことで、一定期間、商品やサービスの利用が可能となるものをいいます。音楽や動画の配信など主にインターネット上で提供されるもののほか、洋服や服飾雑貨等のレンタルなど様々な業界に広がっています。一方で、トラブルもみられるため、申し込む前に注意が必要です。

●事例ー 1

検索して見つけた質問サイトで、7日間お試し500円だったので、クレジットカード決済で申し込んだ。その後、質問サイト運営事業者名で約4000円の決済があり、お試し期間終了後に、月額会員に自動更新されたとわかった。解約のため事業者に電話しているがつかまらない。どうしたらよいか。

●事例ー 2

3カ月無料の音楽聞き放題のアプリをダウンロードし、しばらくして利用しなくなって忘れていた。最近、クレジットカードの利用明細に月額1000円の利用があることに気付き、アプリ提供事業者に問い合わせたところ、自分で解約しないと無料期間終了後は自動的に有料サービスに移行すると言われた。返金して欲しい。

●事例ー 3

定額レンタルサービスを利用し、1カ月間程バッグをレンタルし、クレジットカードで月額料金を支払っていた。1カ月でバッグを返却したのでお金はかからないと思っていたが、最近になってクレジットカード決済が続いていることに気付いた。事業者に返金を申し出たところ、退会するまで料金がかかりますと説明されるだけで、返金に恵んでもらえない。



申し込みの際には、契約条件や利用料金、利用条件など確認するほか、解約の手続き方法や解約できる時期など事業者により異なるため、必ず事前に確認しましょう。

自ら解約や退会の手続きをしないと自動更新され、その後は利用の有無にかかわらず料金が発生します。利用中のサービスなど定期的に点検するとよいでしょう。

IDやパスワードを忘れたなど、本人確認ができない状況になると解約や退会が困難になります。長期間にわたる契約になることが多いため、IDやパスワードの管理は徹底しましょう。

狙われる！？ 18歳・19歳

民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によって、その契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを自分で決め、その契約についての責任も自分で負うこととなります。

【事例ー1】

SNSで知り合った人に儲かる情報商材の購入を勧められ、断り切れず10万円の情報商材を契約してしまった。しばらく情報商材を使ったが、儲からない。

【事例ー2】

無料エステ体験後、別室へ案内され、約20万円の全身脱毛コースを契約してしまった。初回の施術を受けた後、エステ事業者に解約したいと言ったところ、初回施術料6万円を支払うように言われた。契約を取り消したい。

【事例ー3】

初回600円と記載されている青汁の広告を見て、1回限りのつもりで申し込んだ。購入後、2回購入が条件の定期コース契約で、2回目は3カ月分がまとめて届き、代金が約3万円と高額であることがわかった。販売業者に未成年者取り消しを求めたが、申し込みの際に、利用規約に同意しているため、取り消しには応じられないと言われた。どうしたらよいか。

うまい話ほうのみにせず、きっぱり断りましょう

「簡単に儲かる」「手軽にキレイ」「〇%OFF」などのインターネット・SNSの広告や書き込み、SNSで知り合った人からの誘いをきっかけに、トラブルに巻き込まれています。こうした広告や説明をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。

クーリング・オフや消費者契約法など消費者を保護するルールを身につけましょう

特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売、連鎖販売取引等の契約では、クーリング・オフができる場合があります。消費者契約法では、「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」場合に締結した契約を、後から取り消すことができます。また、2022年3月31日までは20歳未満の未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によって、その契約を取り消すことができます。



キャッシングやローン返済で困ったときは



目の前の借金が返せなくて、他から借り入れをしたり、クレジットカードで買い物をしたなどで返せない借金を抱えてしまったという相談が寄せられます。

【事例1】

複数のクレジットカードを使い、リボ払いで買い物をしていたが、一向に返済が終わらない。

【事例2】

生活費を補うため、借金をするようになった。枠がいっぱいで、どこからも借りるあてがない。自己破産するしかないのか。

【事例3】

給料をパチンコにつぎ込んでしまい、不足した生活費を消費者金融で借入れ、借金が膨らんだ。

借金問題を解決し生活を立て直すためには、まずは多重債務相談窓口などへ相談しましょう。相談窓口では、相談者の収入や借金の状況をお聞きし、債務整理の方法などを説明します。また、必要に応じて、債務整理の対応先の弁護士や法テラス、または地方公共団体の生活困窮者自立支援相談窓口等を案内します。

消費生活相談をご利用ください

架空請求ハガキ、商品のトラブル、通販トラブル等不安に思ったら、お気軽にお電話ください



市民生活相談センター ☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン 188（いやや）

消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります

